

金沢城「光の城」（仮称）実施計画書策定業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

令和5年秋開催の「いしかわ百万石文化祭2023」における、石川県の文化資源を活用したリーディング事業の一つとして、夜の金沢城公園で大規模な光のアートを展示するイベント『金沢城「光の城」（仮称）』（以下、「本イベント」という。）を実施することとしている。

本イベントは、石川県の文化観光の核となる金沢城公園にて、最先端デジタル技術を使った光のアートを展示することで、県民の創造力や豊かな心を育む機会を創出する。

また、石川県の文化資源を活用した観光誘客を推進するとともに、リーディング事業の目玉として「いしかわ百万石文化祭2023」のPRにつなげる。

本業務では、本イベントの企画等を具体化する実施計画書を策定する委託事業者を選定することを目的に、プロポーザルを実施する。

2 委託業務の概要

(1) 業務名称

金沢城「光の城」（仮称）実施計画書策定業務

(2) 業務内容

別紙『金沢城「光の城」（仮称）実施計画書策定業務委託仕様書』（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

(4) 委託費用

1,500千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以内

3 スケジュール（予定）

(1) 公告	令和4年	8月	4日（木）
(2) 質問票提出期限	令和4年	8月12日（金）	
(3) 企画提案書等提出期限	令和4年	8月25日（木）	
(4) 選定結果通知・公表	令和4年	9月上旬	
(5) 契約の締結	令和4年	9月上旬	

4 プロポーザル参加資格

(1) 単独企業による参加

参加者は、以下の条件をすべて満たしていること

- ① 石川県内に本社、支社または営業所を有する法人であること
- ② 石川県競争入札参加者資格（物品の部）のうち分類番号24（企画展示広告・映画・室内デザイン類）の資格を有する者であること
- ③ 屋外を会場とする、多数が来場したイベント等の企画・運営、及び実施計画書の作成の実績とノウハウを有すること

- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
 - ⑤ 石川県から競争入札の指名停止または見積合わせへの参加排除を受けて、企画提案書等受付期間において、指名停止または参加排除期間中にある者でないこと
 - ⑥ 企画提案書等受付期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく民事再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること（ただし、会社更生法に基づく更正手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとみなす）
 - ⑦ 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下、同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成23年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑧ 石川県の納税義務を有する者にあつては、当該県税全般について、未納がない者であること。
- (2) 共同企業体による参加
- 参加者は、以下の条件をすべて満たしていること
- ① 構成員のいずれかが上記（1）の①～③の条件を満たすこと
 - ② すべての構成員が上記（1）の④から⑧の全ての条件を満たすこと
 - ③ 各構成員が、本プロポーザルに関して他の共同企業体の構成員となっていないこと

5 質問の受付及び回答

実施要領及び仕様書に関する質問がある場合は、次により提出すること。

(1) 提出期限

令和4年8月12日（金）午後5時必着

(2) 提出方法

質問票【様式1】を電子メールにより提出し、送付後必ず電話で着信確認を行うこと。

件名は、『金沢城「光の城」（仮称）実施計画書策定業務委託募集への質問』とすること。

(3) 提出先

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県行政庁舎10階
いしかわ百万石文化祭2023実行委員会事務局
(石川県県民文化スポーツ部いしかわ百万石文化祭推進室)
電話：076-225-1353 FAX：076-225-1496
メールアドレス：bunka2023@pref.ishikawa.lg.jp

(4) 質問の回答

回答は、電子メールにより質問者に通知する。

なお、実施要領及び仕様書等の補足事項として、周知の必要があると認められる場合は、質問者名を公表しないかたちで、随時、石川県ホームページ（公募情報の掲載ページ）にて閲覧に供する。

(5) 留意事項

企画提案書の審査に係る質問、電話での質問は受け付けない。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和4年8月25日（木）午後5時必着

(2) 提出書類及び部数

① 参加申込書【様式2】〈1部〉

② 企画提案書〈正本1部、副本9部〉

※企画提案書は、A4又はA3横、横書き、左綴じとし、表紙に『金沢城「光の城」（仮称）実施計画書策定業務委託提案書』と記載すること。正本は余白に会社名を表示し、副本には企画提案書内に会社名を表示しないこと。

③ 誓約書【様式3】〈1部〉※共同企業体の場合は、全ての構成員分を提出

④ 事業者概要書【様式4】〈1部〉

※直近3カ年（令和元～令和3年度）の決算書、定款、役員名簿、パンフレット等も提出すること。

⑤ 企画提案書に記載した業務実績を確認できる書類〈1部〉

※主催者（発注者）、実施期間（受注期間）、業務名（イベント名称）、事業費（受託金額）の記載があるもの

※契約書の写し、業務報告書など

⑥ 共同企業体協定書（写）〈1部〉

※共同企業体を結成して参加する場合に提出すること。

⑦ コンテンツ提供事業者概要書【様式5】〈1部〉

※他の企業等からコンテンツの提供を受ける場合に提出すること。

※共同企業体構成員で【様式4】を提出する場合は不要。

⑧ 石川県が発行する納税証明書（写し可）〈1部〉

※石川県の県税の納税義務を有する者のみ提出すること。

※提出日の3か月以内に発行されたものを提出すること。

⑨ 見積書（様式任意）〈1部〉

※留意事項

- ・宛先は「いしかわ百万石文化祭2023実行委員会 会長 馳 浩」とし、一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること（各項目の時間、単価が判断できる内容とする。）。
- ・見積金額の表示は、税抜き金額、消費税及び地方消費税、合計金額を明記すること。
- ・見積額が2（4）委託費用を上回った場合は、審査の対象としない。

(3) 企画提案書の内容

企画提案書には、次に示す事項を盛り込むこと。

① 企画内容

ア イベント内容及びコンテンツ案

- ・全国的に知名度があり、集客力が期待できるコンテンツを提案すること。
- ・城や史跡を会場としたイベントにおいて、十分な実績を有するコンテンツを提案すること。

イ 目標有料入場者数

- ・提案するコンテンツや本イベントの開催時期等を踏まえて、妥当性のある目標有料入場者数を設定すること

ウ チケット販売体制の計画

- ・目標有料入場者数の達成に向けたチケット販売体制を提案すること
- ・過去のイベント等において、提案するチケット販売方法の実績があれば記載すること

② 業務実施体制

- ・本業務実施における、関係機関・関係者等との連携・協力について、体制図や業務分担、及び事業者の過去5年間（平成29～令和3年度）において、類似の業務実績及びその概要を具体的に記載すること

③ 作業スケジュール

- ・本業務（令和4年度）の作業スケジュール計画

※留意事項

- ・「いしかわ百万石文化祭2023」の「基本構想」及び「実施計画」を十分踏まえたものとする。
- ・本イベントの開催目的に沿った企画内容とすること。
- ・提案するコンテンツは、事前に、コンテンツ提供事業者の内諾を得たものとする。
- ・提案するコンテンツの知名度と集客力が判断できる材料（コンテンツのメディア露出実績や過去の開催実績（会場・期間・来場者数）など）を記載すること。また、国内の城や史跡を会場とするものについては、それ以外を会場するものと区別して分かりやすく記載すること。
- ・入場料収入は、全額本イベントの実施運営経費に充てることを前提にしたうえで、企画内容を提案すること（財源、事業規模等については、仕様書

を参考にすること)。

- ・ イベントイメージの写真や画像を示すなど、企画内容の具体的イメージがつくような提案をすること。
- ・ 自社（共同企業体）の強みを活かした企画の提案がある場合は積極的に記載すること。
- ・ 委託者が何らかの役割を担う場合は、委託者と受託者の役割を明確に示すこと。
- ・ 文字サイズは、12ポイント以上とすること。
- ・ 言語は日本語、通貨は日本円、単価は日本の標準時及び計量法の法定単位によるものとする。

(4) 提出方法

持参又は郵送

※提出書類を郵送する場合、担当者に事前に電話連絡の上、記録が残る方法により提出期限までに必着させること。なお、封筒に『金沢城「光の城」(仮称)実施計画書策定業務委託関係書類在中』と朱書きすること。

(5) 提出先

上記5(3)に同じ。

なお、持参の場合の受付時間は、土・日曜日及び祝日を除く、平日の午前9時から午後5時迄とする。

(6) 留意事項

- ・ 提出できる企画提案書は1案とする。
- ・ 一度提出した企画提案書等はこれを書き換え、引き換え又は撤回することはできない。
- ・ 企画提案書の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- ・ 提出された企画提案書は、審査に必要な範囲において複製する。
- ・ 事情等により参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届【様式6】を提出すること。

7 選定方法

- (1) 別紙『金沢城「光の城」(仮称)実施計画書策定業務委託 評価基準』に基づき、金沢城「光の城」(仮称)実施計画書策定業務委託公募型プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という)において、「4 プロポーザル参加資格」を満たすと認められた者について、書面審査を行うものとし、最も評価の高い提案者を契約の相手方として選定する。
- (2) 必要に応じて、追加の書類提出や聞き取り等による内容確認を行う場合がある。
- (3) 提案者が1者の場合、提案者の合計点が満点(150点×評価する審査委員数)の6割に達したときは、契約の相手方として選定する。
- (4) 審査は非公開で行う。
- (5) 失格

次のいずれかに概要した場合は、失格となることがある。

- ・審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- ・他の参加者と企画提案の内容等について相談を行うこと
- ・実施要領に適合しない書類を作成すること
- ・提出書類に虚偽の記載を行うこと
- ・その他選考結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

8 選定結果の通知

選定結果は、企画提案書を提出した者に対して、別紙1又は2により参加者に通知するとともに、業務委託先候補者を石川県ホームページに掲載する。

なお、審査内容及び採点、選定結果に係る質問や異議は一切認めない。

9 契約の締結

(1) 実行委員会は、審査委員会が最も優れた提案を行った者であるとした者と本件業務委託について、別途あらためて内容を協議した上で契約を締結する。

ただし、その者が、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合等において、契約の締結を行わないことがある。

なお、採択された事業計画・事業提案は、実行委員会との協議により修正・変更を行う場合がある。

(2) 上記8により最優秀提案者として選定されたものが、正当な理由なく契約しないとき又は協議が整わなかったときは、審査において順位付けされた上位の者から順に、契約に関する協議を行ったうえで契約を締結することができる。

(3) 契約書の作成に必要な経費は、委託者と受託者双方の負担とする。

10 契約の解除

契約締結後であっても、次に該当する場合は契約を解除することを妨げないものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の申請が明らかになった場合
- (2) 受託者に重大な瑕疵がある場合
- (3) 業務遂行の意思が認められない場合
- (4) 業務遂行能力が無いと認められた場合

11 著作権等

(1) 本業務の成果品に係る著作権（作成の過程で作られた素材等の著作権も含む）及びその権利はすべて委託者に無償で譲渡するものとする。

ただし、受託者と委託者の協議の上、欠かすことができないと認めた構成素材のうち、当該著作権を委託者に帰属させることが困難なものについてはこの限りでない。

(2) 成果品及び構成要素に含まれる第三者の著作権、商標権、その他の権利についての交渉・処理は受託者が調査・処理を行うものとし、当該費用も見積額及び契約額に含めること。

12 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。

ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、委託者と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。この場合、事前に事務局に対して書面にて再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託の概算金額、その他委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

13 その他の留意事項

- (1) 企画提案書等の作成及び提出等に要した経費は提出者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。また、提出した企画提案書を実行委員会に無断で他に使用することはできない。
- (3) 提出された企画提案書は、審査以外を目的として提案者に無断で使用しない。
- (4) 選定結果として企画提案書等を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合がある。

県民等から情報公開の請求に応じて、企画提案書等の情報開示を行う場合がある。

- (5) 募集及び契約については、実行委員会の都合により中止することがある。
- (6) 本企画提案の参加により、石川県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (7) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、実行委員会の指示に従うこと。
- (8) 委託期間中に、委託業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。
- (9) 実施要領に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令、地方公営企業法、同法施行令及びその関係法令並びに石川県個人情報保護条例、石川県財務規則及びその他の石川県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。